



中世の南西フランスにおけるユダヤ人とイタリア人

山瀬, 善一

(Citation)

国民経済雑誌, 101(5):20-41

(Issue Date)

1960-05

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00167624>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00167624>



中世の南西フランスにおける

ユダヤ人とイタリア人

山 瀬 善 一

ユダヤ人とイタリア人とは、それぞれ異なる文化に支えられて、西ヨーロッパの経済文化の形成に極めて大きな役割を演じてきたことについて、いまさら多くを語る必要はないであろう。中世の南西フランスは、キリスト教世界における最も多くのユダヤ人を居住させていた地域の一つであり、しかもユダヤ人に好意を示した回教世界に陸続きで接していた。他方、この地域は西ヨーロッパで最も早く経済文化の開花をみたイタリアへ海岸沿いに容易に達しうる状態にあった。このような環境から、中世の南西フランスにユダヤ人とイタリア人とがどのように作用したかの問題は、この地域の経済社会の性格を知るうえに必要な条件をなす。両者のこの地域における動静と経済活動の状態とを探究することによって、その影響を吟味すると共に、両者の経済活動の性格をも明らかにせんとする。

I

ディジョンの墓地の巨大なヘブライ語の碑文が示す如く、ユダヤ人は紀元2世紀頃には確実にガロ・ロマンに現われていたと思われる。南西フランスへの到来も、おそらくその頃又は遅くともそれから余り隔たらない時期であったであろう。大西洋に面するポアトゥーでさえ、4世紀にユダヤ人に関する明白な史料を持っており、既にフランス各地に浸透し、主要な商業地には居留地が存在していた。この時代には、特にマルセーユがユダヤ人の中心地として役立っていたように思われる。

メロヴィング時代には、教会と国王とが一致してユダヤ人に強制改宗、迫害を加えたが、カロリング時代に至るや、国王の対ユダヤ人政策は多分に保護の方向にむかい、かれらの商業的才能を利用せんとした。

1 Vincent: Les juifs du Poitou, au bas moyen âge, Revue d'histoire économique et sociale, XVIII^e Année (1930), p. 265.

2 Pirenne, H.: Mohammed and Charlemagne, London 1954², p. 83. 3 Ibid., p. 84.

4 Rabinowitz, L.: Jewish merchant adventures, a study of the Radanites, London 1948,

エスパニユアのユダヤ人は、西ゴート時代に厳しい弾圧を受けたが⁵、この弾圧が却って回教徒のエスパニユア侵入を容易ならしめた。迫害されたユダヤ人が、回教徒であるモール人と結んで、モール人のエスパニユア侵攻を手援けたからである⁶。ユダヤ人はカリフ (Al-Tarik) を強く支持し、トレードではかれのために市門を開放したほどであった。この報酬としてカリフはユダヤ人を尊敬し、同盟者として取扱い、新しく奪取した都市の統治を委ねた。かくして、商業民族となっていたかれらは、回教世界とキリスト教世界との経済的仲介者として、即ち Ibn-Khordādhbeh によって 846-7 年から 885-6 年に亘って報ぜられたローダニーテスとして東洋と西洋とを結ぶ世界史的意義を担ったものと思われる⁷。以後特に両宗教世界が陸続きで相接している南西フランスは、ユダヤ人の経済活動にとり極めて興味ある地位を占めていたとみなければならぬ。

ユダヤ人が回教世界に販売した主要な商品は奴隸であった。エスパニユアにおいて、スラヴ奴隸を史料的に明確に証明出来るのは、10世紀以後であるが、それ以前即ち 8・9世紀においてもキリスト教徒の奴隸と共に、スラヴ奴隸が既にエスパニユアにもたらされていたように思われる⁸。スラヴ奴隸のエスパニユアへの供給は、ほとんどユダヤ人の独占に属していた。南西フランスに関する限りのその通路は次の如くである。

エルベ河岸——コブレンツ——(モーゼル河及びミュズ河の溪谷を通して)——ヴェルダン——(リオンを仲継地としてソーヌ河及びロヌ河の溪谷を通して)——アルル——ナルボヌ——バルセローナ、タラゴーナ、トルトーサ、ヴァレンシア、アルメーリア

この主要通路に加えて、いま一つの通路が10世紀に再び使用されるようになった。それはライン河からセーヌ河、ロアール河、ガロンヌ河の溪谷を通して西部ピレネ山系の

pp. 16 sqq.; 宮下孝吉「カロリング時代におけるユダヤ人の国際商業」、西洋中世都市発達の諸問題、一条書店 1959, 55 頁以下。

5 Pirenne, H.: op. cit., pp. 84sq.; Caro, G.: Sozial-und Wirtschaftsgeschichte der Juden, Bd. I, Leipzig 1908, S. 137; Lewis, A. R.: Naval power and trade in the Mediterranean, A. D. 500-1100, Princeton 1951, p. 114.

6 Rabinowitz, L.: op. cit., pp. 38sq.

7 ローダニーテス《rādhānites》(Ar-Rēdhēnyya) は、おそらく南フランスの rhodaniens を意味するものと思われる。その通路及び意義については、戦後の文献として Rabinowitz 並びに宮下孝吉の前掲書を見よ。なお、Heyd, W.: Histoire du commerce du Levant au moyen âge, T. I, Leipzig 1885 (Amsterdam 1959), pp. 125 sqq. の古典的叙述にも注意しよう。

8 Verlinden, Ch.: L'esclavage dans l'Europe médiévale, T. I, Péninsule ibérique-France, Brugge 1955, pp. 211sqq.

9 Lombard, M.: La route de la Meuse et les relations lointaines des pays mosans entre le VIII^e et le XI^e siècle, dans P. Francastel (ed.): L'art mosan, Paris 1953, pp. 17sq.; Verlinden, Ch.: op. cit., pp. 223sq.

鞍部にあるソンプール (Somport, Port d'Urdos), ロンスヴォー (Roncevaux, Roncesvalles),
ヴェラーテ (Vélate)¹⁰ に至るものである。

アルルにおける奴隷取引は、8世紀末に遡り、そこにはヴェルダン、リヨンにおける
と同様に、ユダヤ人の大居留地によって占められている廓外地があり、倉庫並びに奴隷
収容所が設けられていた。¹¹ アルルに優るとも劣らないのがナルボヌである。¹² そこにも極
めて重要なユダヤ人の居留地があり、その門戸は回教世界のレバント並びにイベリア半
島の諸港に広く開かれていた。ユダヤ商人のかのローダニーテスが出港したのは、この
港であるとさえいわれている。¹³ 9世紀中頃この都市でキリスト教徒とユダヤ人とが如何
に友好関係にあったかを次の史実は示す。ナルボヌの司教がユダヤ人と友好関係に生活
し、彼等を食卓に招き、キリスト教徒とユダヤ人との日常の親交を黙認したことについ
て、リヨンの司教 Agobard は激しい非難文を送った。¹⁴

9世紀中頃以後カロリング朝の政治的混乱は、この辺境地南西フランスを無秩序の中
に追込み、宗教的権威もまったく振わなくなったのみならず、ある地域ではノルマン
人の侵攻をみたので、諸侯が戦費と復興費とを調達する必要から、ユダヤ人にヨリ広い
活動の自由が与えられたように思われる。¹⁵ 史料不足はこの時代に特に著しいが、次の一
史料 (おそらく 957 年以後で 970 年以前と考えられる) は、ユダヤ人の活動の片鱗を示
しているものと考えられる。¹⁶ カルカソヌの伯夫人 Arsinde とその二人の息子が、二つの
領地 Magrian と Cuxac との聚落を抵当として二人のユダヤ人 Sabron と Barola から 1,000
sous を借入れた。この弁済が出来ないため、伯夫人なきあとの二人の息子は、大司教の
甥にあたるナルボヌの著名な住人 Gairo に頼らざるをえなかった。この史実から我々は

10 Lombard, M.: op. cit., pp. 18sq.

11 Ibid., p. 18; Ganshof, F. L.: Notes sur les ports de Provence du VIII^e au X^e siècle. Revue historique, 63 Année (1938), pp. 28 sqq. は、Pirenne への批判として、8-10 世紀におけるプロ
ヴァンスの諸港について示唆に富む叙述をなしている。

12 Verlinden は「フランス地中海海岸において、アルル港と同程度に容易に西ヨーロッパの他の地
域と交通関係にありえた港は当時なかった」(op. cit., 223sq.) と述べているが、Lombard はナル
ボヌを「その活動がアルルのそれを凌駕した大港」(op. cit., p. 18) としており、両者の両港につ
いての評価はいくぶん異なる。 13 Lombard, M.: op. cit., p. 18. 14 Ibid., p. 18 note 43.

15 拙稿「中世の南西フランスにおける開墾事業と村落の建設」, 国民経済雑誌・第百巻第五号
(1959), 305 頁以下をみよ。

16 Vincent はポットゥーについて、次の如く述べている。「信仰の強制的抛棄と厳格な諸手段とは、
ノルマン人の侵攻が本格的に行われる時に遙かにヨリ稀になるのがみられる。事実、莫大な破壊を
修復しなければならず、貨幣はユダヤ人に属していた。それ故、10世紀にかれらを上手に用いた。
貧化した国王、諸侯は経済的刷新の最上の役割をかれらに委せた。」(Vincent: op. cit., p. 266)

17 Malafosse, J. de: Contribution à l'étude du crédit dans le Midi aux X^e et XI^e siècles, les suretés
réelles, Annales du Midi, T. 63 (1951), pp. 118sq.

抵当権の問題に注意を向けるべきであろう。この地方では11世紀の初頭には勿論のこと、10世紀にも遡って抵当権の設定が行われた。もっとも一般化までには至らないが、高い社会階層の人々には利用されたものと思われる。なお、11世紀後半には、この慣行は一般化し、信用手段として大いに利用された¹⁸。

次いで、グレゴリウス七世の改革は、11世紀にこの地域の宗教的関心を高めはしたが、これもやがて12世紀中頃には衰退する。この間それほど強力な反ユダヤ人政策がとられたとも思われない。11世紀末におけるトゥールーズは、依然として市民、騎士、ユダヤ人から構成され、ユダヤ人は主として Cité に居住し、ユダヤ教会堂と墓地とを持っていた¹⁹。

南西フランスの都市が活況を呈し始める12世紀頃から、ユダヤ人の活動もその激しさを増し、その後半に最高頂に達した²⁰。12世紀における南西フランスの経済的中心をなしたモンペリエについて、かの有名な Benjamin de Tudela の旅行記 (1173) は次のように報じている。「(モンペリエは) 商業に極めて好都合な場所である。そこには多数のキリスト教徒とサラセン人とが交易のためにきたり、北アフリカ (Garb) のアラビア人、ロンバルディア・大ローマ王国・エジプト全地域・イスラエル・ギリシア・ゴール・エスパニユア・イギリス・ジェノヴァ・ピザの諸々の商人が殺倒している。そしてそこではかれらはあらゆる言葉を話す。我々の賢者の最も有名な弟子、就中重要な Samuel を始めとして、Ruben, Nathan, Selamias, Mardochée …… をそこにみる。かれらの中ある者は極めて富裕で、貧者に寛大であり、かれらを訪れるすべての者を援ける²¹。」12世紀はユダヤ人のルネサンス期 (Aben Hezrah (1098–1164), Moïse Maïmonide (1135–1204) の時代) であったことから、新興都市モンペリエに多数のユダヤ賢者が来訪したことも理解出来るが、他面この都市のユダヤ人居留地の隆昌を物語るものであろう。Benjamin de Tudela は、モンペリエ以外にもナルボヌ、

18 この問題については、Malafosse の前掲論文は極めて優れたものである。

19 Mundy, J. H. : Liberty and political power in Toulouse, 1050–1230, N. Y. 1954, p. 8.

20 Graetz, D. : Geschichte der Juden von den ältesten Zeiten bis auf die Gegenwart, Bd. 6, Leipzig 1861, SS. 233ff.

21 Benjamin de Tudela の旅行記の刊行本を直接みる事が出来なかったので、Germain, A. : Histoire de la commune de Montpellier, T. I, Montpellier 1851, pp. LXIVsq. によった。なお、《北アフリカ (Garb)》は、Heyd W. : op. cit., p. 185 note 5 では《Algarve (ポルトガル)》となっている。《大ローマ王国》は神聖ローマ帝国でドイツを指すか。

マルセユを始めとして地中海海岸都市におけるユダヤ人居留地の活潑な文化的・経済的諸事情を伝えている。文化的事情に関し特に注目されるのは自然科学、なかでも医学と天文学とである。前者について附言しておこう。西洋医学の最初の教養は、ユダヤ人によって伝授されたといっても過言ではないであろう。もとより、かれらの創造物ではないとはいえ、アラビア医学の西ヨーロッパへの媒介者としての地位は認めなければならない。モンペリエの医学校は最初ユダヤ人によって指導され、13・4世紀においても、なおなんらかの貢献をかれらに負っている。聖俗を問わず、中世の最高権威者は治療を求めてモンペリエ、あるいは南フランスのユダヤ人医者を訪れたのであり、かのクレシィ(Crécy)の戦いで武勇の誉れ高い Jean de Bohème (1296-1346) もまたその一人であった。²²モンペリエでは、12世紀中頃にローマ法の再継受が行われるのであるが、それに伴って法律学校が1160年にイタリアのボロニャ大学を範として設けられた。²³14世紀中頃には、アラビア文化とローマ文化とを象徴する医学校と法律学校とが、しかも Saint Germain 修道院の側に踵を並べて設けられたことは、²⁴西洋文化の縮図をまざまざとみせつけるものではなかろうか。

12世紀における南フランスのユダヤ人の興隆と関連して、この期におけるキリスト教徒の対ユダヤ人観をみななければならない。第一次十字軍を契機にキリスト教徒の対ユダヤ人観が、宗教・政治的性格から漸次悪化して行くことは否定出来ないが、²⁵ここで南フランスの社会構成的特殊性が顧みられてもよいであろう。南フランス社会は初期の土著民に先ずケルト、フェニキア、ギリシアの要素が、続いてローマ、西ゴート、フランク、サラセン的要素が、そして最後に地中海的民族特にユダヤ的要素が加味されてきた。このような事情は信仰の

22 Germain, A.: op. cit., T. III, p. 107. また、ポットゥー伯 Alphonse は、1252年限病のため、Lunelのユダヤ人医者 Ibrahim に頼った(Vincent: op. cit., p. 278)。

23 Germain, A.: op. cit., T. III, p. 8. 24 Ibid., p. 105.

25 この問題については、Kisch, G.: The jews in Medieval Germany, a study of their legal and social status, Chicago 1949, pp. 337sqq. をみよ。なお、同書にはドイツ語版 Forschungen zur Rechts- und Sozialgeschichte der Juden in Deutschland während des Mittelalters, Stuttgart 1955 がある。

問題を取挙げても、この地方の人々に内的なはげしさを植えつけなかった。宗²⁶教的紀律の意識は封建的紀律の意識と同様に著しくにぶくなっていたのである。対ユダヤ人観も北部フランスでは、単に寛容されているに過ぎなく、時に略奪、迫害が加えられている時に、南フランスでは特権的地位を享受した。もっとも特権的地位とはいえ、南フランス全地域に亘って一樣なものではない。各都市それぞれのニュアンスを持っていた。南西フランスで、当時ユダヤ人が最も隆盛を極め、他方最もカトリック的であったモンペリエでは、1121年の Guillem V 並びに1172年の Guillem VII, 更に1202年の Guillem VIII の遺言状で bayle 職にユダヤ人を就けてはならないことが述べられ²⁷, 1204年の大憲章第7条には、「モンペリエの領主は、決して bayle をユダヤ人に求めてはならない²⁸」と明記されている。これに反して、サン・ジルでは1170年にユダヤ人の王族 Abba-Mari が bayle で、またニームの財務官でもあったし、ニームでは Durand が副 viguier であった。トゥールーズでも、1180年の consulat の一員 Heliazar がユダヤ人であったといわれるが、これについては疑問なしとし³⁰ない。ベジエにおける Caravita, Samuel 兄弟並びにカルカソヌにおける Moïse は、1204年に Trencaval の bayles と財務官とであった。公職に就きうるかどうかとは別に、少なくとも13世紀初頭までは確かにユダヤ人の経済活動についてそれほどの制限もなく、土地所有も許されており、改宗することによって市民と同一の特権をも享受することが出来たといえるであろう。時には、カルカソヌでみられるように、ユダヤ人居留地の負担を軽減するために、ユダヤ人に適用されていた財政的割当負担金の適用領域を拡大し、Alet, Limoux 及び Razès のユダヤ人をもその範

26 Belperron, P.: *La croisade contre les Albigeois et l'union du Languedoc à la France (1209-1249)*, Paris 1959², p. 8.

27 Guillem V の遺言状は、次の如く述べている。《Prohibeo ab heredibus meis, qui Montepessulanum habebunt, ne aliquam bailliam neque dominationem donent in Montepessulano alicui Jedeo vel Sarraceno.》

28 Germain, A.: *op. cit.*, T. I, p. 61.

29 Belperron, P.: *op. cit.*, p. 110 に、このような例が総括的に挙げられている。

30 最近の研究書のほとんどは、キリスト教徒の中にも同名の者があるという理由で疑問視している。

に編入することを躊躇しなかった例もある。³¹しかしながら、12世紀から13世紀初頭にかけての対ユダヤ人観は、市民との調和と同化とを必ずしも促進するものではない。むしろキリスト教徒とは明確に区別しながらも、世俗的領主の財政的考慮（主として重課税）に基づいて経済的自由を許し、臨機に特権を与えたというほうがより正確な表現であろう。宗教的関心が12世紀中頃以後急速に衰退したことから、世俗的領主の財政的考慮が一面的に対ユダヤ人観を左右していたとみることが出来るであろう。

緩んだ宗教的関心は、アルビジョア十字軍によって再び高められたので、13世紀初頭以後において宗教的見地からの干渉がユダヤ人に強化された。1229年4月12日のパリ条約第3条には、「平和を守り、野武士を追放し、教会と聖職者を保護し、かれらの権利を維持し、破門者に償いをなさせ、ユダヤ人にも異教徒にも公職を与えないこと」³²と規定されている。パリ条約は南西フランスのトゥールーズを含む有力な部分をフランス国王に帰属させる手懸となり、遂に1271年にはその地は国王の直接支配に服した。ここにフランス国王の意図が新たにユダヤ人に干渉してくるのである。

アルビジョア十字軍後ユダヤ人は審問について異教徒と同様な取扱いを受け、また彼等はキリスト教徒の下僕を持ちえなかったし、その医者は公式的にはキリスト教徒を治療することが出来なくなった。³³アラゴン国王の支配下にあったモンペリエも13世紀中頃（1258年10月10日）の Jayme I の文書に次のようにいわれている。「ユダヤ人はキリスト教君主のほとんどすべての土地において、造物主に悪口を浴せた侮辱を償うために従属的羈絆下にある。」³⁴中世のキリスト教徒にとってイスラエルの息子はキリストを苦しめた者の後裔であることを止めなかったし、嫌悪の感情を懐かしめてきた。そこから当時ユダヤ人に特定の衣服を着る義務を課し、また、少なくともその衣類に識別の印をつけることが生じた。更に、モンペリエは1349年フランス国王により買取られ、次いで

31 Poux, J.: La cité de Carcassonne, histoire et description, T. I, Toulouse-Paris 1931, p. 40.

32 Belperron, P.: op. cit., p. 386. 33 Ibid., p. 434. 34 Germain, A.: op. cit., T. I, p. 61.

1365年ノルマルディの若干都市と交換にナバラ国王 Charles II に与えられ、再び1382年フランス国王 Charles VI の支配に服した。この間の1368年5月6日の《Etablissement》には、次のようにいわれている。「モンペリエに住んでいるユダヤ人男女は、この町のいかなる井戸または家屋の水を飲んでほならない。かれらは割当られた唯一の井戸を利用すべし。キリスト教徒はかれらの汚れも、かれらの醜聞も飲まないために。いかなる肉屋もモンペリエの公設市場でユダヤ人の食用に供される肉を販売したり、販売せしめてほならない。かれらはこのために指定された特定の場所を持つであらう。³⁵」かくして、益々ユダヤ人への嫌悪感は強化されて行った。1393年9月17日における王国内のユダヤ人追放は、宗教的敵としての明確な意識に基づいたものであり、かれらに決定的打撃を与えたように思われる。³⁶

このような対ユダヤ人観の推移は、かれらの経済活動をどのように変化させて行ったであろうか。中世初期並びは中期にかけて、商品商業特に奴隷商業に独占的地位を持っていたが、9世紀中頃から11世紀初頭にかけて、南西フランスを襲った無秩序状態は、諸侯に戦費その他の費用の調達を必要ならしめ、土地を抵当としたユダヤ人からの借入れに頼らなければならなくさせた。しかし、往々の返済不能がこれらの土地をユダヤ人の掌中にもたらしたであろう。この地方が、既に11世紀後半に抵当権の一般化をみたことは前述した。この時代にいまだそれほど多数の富裕な土著市民が存在したとも考えられず、イタリア人の活動も後述の如くであるとするならば、抵当権に基づいて信用を与えたのは、主としてユダヤ人であったであろうという推測もある程度許されるであろう。このような推測を受け容れることによって、Gustave Saige 及び Jean Regné が³⁷描き出した南西フランスの土地所有者としてのユダヤ人が理解出来よう。しか

35 Ibid., T. III, p. 246.

36 Ph. Wolff はトゥールーズにおけるユダヤ人の存在についての最後の証拠は1394年であり、史料の永い沈黙は14世紀末にかれらが市内にいなくなったことを考えさせると述べている (Wolff, Ph.: *Commerces et marchands de Toulouse (vers 1350-vers 1430)*, Paris 1954, p. 400)。

37 Saige, G.: *Les juifs de Languedoc*, Paris 1881.

38 Regné, J.: *Etude sur la condition des juifs de Narbonne du V^e au XIV^e siècle*, Narbonne 1912.

るに、諸侯の財政的見地にに基づくユダヤ人への重課税が、土地所有以上に収益をもたらす金融事業へと向わしめて行った。ナルボヌにおいても、1250年頃にはユダヤ人所有の土地はほとんど貨幣に代えられている。³⁹たとえユダヤ人の土地獲得があるとしても、それは投機的性格を持ったもので、間もなく転売されている。⁴⁰もっとも土地の貨幣化を促進した要素として、キリスト教徒の反ユダヤ人観の強化に呼応して、自らの流動性を保たんとしたことも考慮しなければならないであろう。

II

ユダヤ人の経済活動は、諸侯の対ユダヤ人政策によって影響されることが極めて大きかった。いま、この事情を理解するために、対照的な政策がとられたと思われるマルセーユとルシヨンとの例を取挙げてみよう。マルセーユでは1219年都市と司教との契約が成立し、そこに居住するユダヤ人はすべての市民権を享受する。⁴¹かれらはサラセン人と同様に自由になんらの妨害もなく往来し、売買することができ、且つ自己のまたは他人の船でかれらの望む港に出入港することが許された。1257年にマルセーユがプロヴァンスの当時の伯 Anjou 公と締結した契約にはユダヤ人とサラセン人とが共に包括されており、この時代のすべての通商条約には市民と同様にユダヤ人が語られている。このような事情は、当時のマルセーユのユダヤ人がその経済活動において相対的に多方面に亘りえたことを示すものでなからうか。L. Blancard によって編纂された13世紀の公証人記録では、⁴²46名のユダヤ人が識別されうる。⁴³かれらの経済活動の中、「コムメンダ」における出資者あるいは被出資者となって直接事業に参加している

39 Sayous, A.-E. : Les juifs, *Revue économique internationale*, 24 Année (1932), Vol. I, p. 508.

40 例えば、トゥールーズの一例について Mundy, J. H. : op. cit., p. 226 note 26 をみよ。

41 Kayserling, M. : *Die Juden in Navarra, den Baskenländern und auf den Balearen*, Berlin 1861, SS. 136f.

42 Blancard, L. : *Documents inédits sur le commerce de Marseille au moyen âge*, 2 vols, Marseille 1884-5.

43 家族構成4名として184名となるが、公証人記録はほとんど一世紀に亘るもので、後述のペルビニェアンと比較して決して多いとはいえない。

場合が多く、その地理的方向は北アフリカのブウジィ (Bougie)、イベリア半島の東海岸にあるヴァレンシア、パレスチナのアカ (Acca, Acre) が圧倒的に多数を占め、他にシシリィ特にメシナ (Messina)、ピザ、マジョルカ及びバルバリィ、セウタ (Ceuta)、アレクサンドリアが若干みられる。しかし、大陸の商業地にはぜんぜん関心を示さなかったことは、注意すべきであろう。単純な貸借関係は僅か数件を数えるのみで、《コムメンダ》に比してその意義は遙かに劣っていたように思われる。公証人記録から判断するに、マルセーユのユダヤ人は事業的にも市民と全く同様な経済活動を営み、ただその活動が専ら地中海海岸の回教世界に向けられていたとみてよからう。

ルシオンはアラゴン国王の統治下にあり、ユダヤ人は敬称として用いられた Don の使用を許されたが、他方国王の完全な支配下に置かれている。⁴⁴ Jayme I の妻 D. Yolán は 1250 年 4 月 16 日にペルピニューアン居住のユダヤ人について、次の命令を発している。ペルピニューアンのすべてのユダヤ人は、同年のクリスマスまでに《高台》(Potium) に居住しなければならず、若ししからざる場合には、50 Morabitanos Alfonsinos の罰金を支払うべし。⁴⁵ ペルピニューアンは 13 世紀中頃から急激にその経済的重要性を増大させた都市であり、ユダヤ人についての記録も比較的遅く 1185 年に初めて現われるに過ぎない。⁴⁶ 1250 年の命令は、この都市が経済的繁栄につれて南西フランスにおけるユダヤ人の最大の居住地の一つを形成しつつあったことから結果したものであろう。このようにその居住が一定地区に限定されたのみならず、その地を離れんとする場合には、統治者の特別な許可を必要とした。更に、明確に知りうるところでは、Pedro IV からユダヤ人は都市を離れ、事業のためであろうと施療のためであろうとその国境を越える権利を獲得した。しかし、かれらは人質として妻子を残さねばならず、

44 Kayserling, M.: a. a. O., S. 137. 45 Ibid., S. 137 Anm. 3.

46 Emery, R. W.: Flemish cloth and flemish merchants in Perpignan in the thirteenth century, in J. H. Mundy etc. (ed.): Essays in medieval life and thought, presented in honor of Austin Patterson Evans, N. Y. 1955, p. 154.

47 Emery, R. W.: The jews of Perpignan in the thirteenth century. an economic study based on notarial records, N. Y. 1959, p. 11.

Aljama (ユダヤ人居留地) の成員として支払わねばならなかった課税にとって証人を立てる必要があった。⁴⁸ R. W. Emery によるこの都市の公証人記録 (1261-1287) の分析結果は、このような対ユダヤ人政策の背景を考えて、初めて正しい評価が与えられるであろう。しかし、このような事情は最早このころの南西フランスでは通常であったと思われるから、ここで Emery の分析結果を取挙げるのは、南西フランスにおけるユダヤ人の当時の経済活動を知る良い手懸を与える。

Emery の公証人記録の分析に従えば、ベルピニュアンでは300~400名のユダヤ人を擁しながら、外国貿易、地方商業にたづさわる者は僅か数名に過ぎず、手工業に従事する者もせいぜい Aljama の需要を満たす程度にしか存在しなかった。かれらの大部分は金貸業を職業としていた。かれらが金貸しの対象としていた社会層を知ることは、金貸業の性格をなんらか暗示するように思われるから、次にこれを表示してみよう。⁵⁰

社会階層	貸付数	貸付数の百分率	実物で返済を約束する貸付数	判読し難い金額での貸付数	貸付額	貸付額の百分率	貸付額の中心数
農村人	862	65	36	11	84,469s1½d	43	60s
市民	399	30	5	4	80,156s 7d	41	75s
騎士及び貴族	32	2	0	1	17,107s	9	225s
聖職者	12	1	0	0	10,930s 6d	5	500s
国王役人	5	1	0	0	2,068s1½d	1	250s
不確実な者	11	1	0	0	862s4½d	1	60s
総計	1,321		41	16	195,593s8½d		65s

ベルピニュアンでの事情が異例でないことは、当時ともにアラゴン国王の支配下にあるモンペリエの場合(次表)と比較することによって明らかであろう。モンペリエの使用しうる公証人記録は、ベルピニュアンのそれよりもいくぶん遅く、しかも史料的には遙かに劣り僅か7カ月に亘るものである(1293年9月

48 Kayserling, M.: a. a. O., S. 138.

49 Emery, R. W.: *The Jews of Perpignan in the thirteenth century* は、中世の南西フランスのユダヤ人研究に従来断片的にしか用いられていなかった公証人記録を体系的に使用したもので、経済活動について興味ある成果を挙げている。

50 *Ibid.*, p. 39 table 4.

～1294年3月⁵¹)。

社 会 階 層	貸付数の百分率	貸付額の中位数
農 村 人	68	75s
市 民	22	122s 6d
騎士及び貴族	10	109s4½d
聖 職 者		
国 王 役 人		
不 確 実 な 者		

上の二表から、農村人と市民とへの貸付が圧倒的に多かったことが知られる。農村人には在郷の金貸業者もある程度含まれてはいるが、大多数が農民である⁵²。しかも、ここに示された貸付数は当該都市で契約が成立したものに限られ、都市の金貸業者が農村に出向いて契約したものは含まれておらない。市民の中では、手工業者が40%近くを占め、商人と都市居住の耕作者が17～18%程度でこれに続く。手工業者の中では、比較的富裕だと思われる職種の者が多くみられるが、公証人記録による貸付は原則として質物を必要としない人的信用に基づくものであるから、史料の性質上このような現象が示されたものと思われる。農村人についても、このことはあてはまるであろう。また、農村人が最も多く借入れた月は、端境期ではなく、収穫期直後(9, 10, 11各月)で、また、返済月は収穫期(8, 9各月)に多い⁵³。このことは、この史料に現われる貸付が困窮のためというよりは、領主への諸賦課の支払に結びついていたことを物語るであろう。貸付期間も農村人で9カ月、市民で6カ月ぐらいとされるが、この場合短期の利子率は長期のそれよりも高く、ために貸付の更新を予想した貸付人の意図を無視することは出来ないであろう⁵⁴。公証人記録に基づく貸付に頼りえ

51 Ibid., p. 132 table 12. 52 Ibid., p. 61. 53 Ibid., pp. 48 sqq.

54 マルセーユのユダヤ人は、《コムメンダ》を極めて多く利用し、事業への直接参加の意欲を示しているが、ベルビニユアンでは単純な貸付人として現われるに過ぎない。

55 Ibid., pp. 64sq.

56 一年以下に対する年利子率20%、一年以上に対するそれは16% (Ibid., pp. 84 sqq.)。トゥールーズでは、14世紀後半に週利子率43½% (1lbにつき2d) が許されている (Wolff, Ph.: op. cit., p. 398)。ポァティエでも14世紀頃に週利子率40%が許されている (Vincent: op. cit., p. 299 note 138)。

ない弱小農村人並びに市民への貸付にも、ユダヤ人は質金融を活潑に行っていたと思われる。⁵⁷しかし、史料的にその全容を捉えることは極めて困難である。

以上みてきた如く、13世紀以来南西フランスのユダヤ人は金貸業にその経済活動の重点を置いた。この時代におけるマルセーユのユダヤ人が相対的に多様な経済活動を行っていたのは対照的である。アルビジョア十字軍に続く宗教的・政治的事情が、確かにユダヤ人観を悪化させた。しかし、追放とか迫害とかの過激な行為には至らなかった。⁵⁸南西フランスでは、特にユダヤ人居留地の住民が多く、諸侯への財源として重要な意義を持っていたからでもあろう。⁵⁹重税に堪えるため、ユダヤ人はより収益性の高い金貸業に専念し、しかもペルピニアン及びモンペリエの例においてみた如く、かれらの貸付対象は主として中小社会層であった。このような社会層を対象としたことについては、支配階層の側における政治的・宗教的諸要因が考えられるであろう。例えば、13世紀後半以降《estimas》の制度が創設をみているとか、⁶⁰キリスト教徒からの金融、即ち土著市民の金融力の増大とか、イタリア金融業者の進出とかを考慮しなけ

57 Emery, R. W.: *The Jews of Perpignan*, pp. 31sqq.

58 北部諸地方のユダヤ人への過激な行為が、南西フランスにかれらを移住させた場合もあった。危険を感じた際には、直ぐに回教エスパニユアに移りうる地域として利用されたのである。例えば、Francisque-Michel はボルドーについて *Rôles gascons* 中に現われる明らかにイギリスから渡来したユダヤ人 (Aaron, Elias など) をかかるものと看做している (*Francisque-Michel: Histoire du commerce et de la navigation à Bordeaux*, T. II, Bordeaux 1870, p. 413)。

59 ユダヤ人の存在を否定しないように配慮しつつ、狡猾な課税政策がとられた。先ずボルドーの例を示そう。創鐘下にあったユダヤ人居留地にボルドーの *connétable* がなお課税しているのを聴いて、Edward I は1275年5月23日にユダヤ人を圧迫し、国王の命なく課税することを禁止する命令を出した。続く *connétable* とガスコーニュ *sénéchal* 宛書翰で、ユダヤ人に敵意を持つ者の教唆で無意味な口実に基づき巨大な課税をなし、支払えざる者を蔽罰に処していることを批難した (*Ibid.*, p. 412)。役人の不当な課税でユダヤ人の逃亡が増大したために出されたものと思う。次に、南西フランスに属さないが、ポットゥーの興味ある例を挙げよう。Louis IX の第7次十字軍に際し、資金調達のため国王の弟でポットゥー伯であった若き Alphonse は1248年7月次の手段をとる。(1) La Rochelle, Saint Jean d'Angély, Saintes, Poitiers, Niort, Saint-Maixent のユダヤ人を追放すること (2) この追放のため、これら地域の各々は戸別賦課金 4 sous を追放費用として支払うこと。やがて、ユダヤ人は戸別賦課金を上廻る貢納をなす。Alphonse はこれを受け、追放を取止めた (*Vincent: op. cit.*, pp. 277sq.)。

60 拙稿「中世末期におけるトゥールーズ市民の土地所有について——最近の研究成果によせて——」, 神戸大学経済学研究・6 (1959), 109頁以下をみよ。

ればならないであろう。かくして、13世紀以来のユダヤ人は主として庶民金融の担当者として特異な地位を築いた。この地方では、前述の如く抵当権の設定が11世紀後半に一般化し、「*oblie*」などの制度を通じて不動産の動産化が既に12～13世紀に行われたのみならず、信用制度も比較的早く大衆化した⁶¹。この事実はローマ法の影響もさることながら、キリスト教ヨーロッパにおいてユダヤ人を最も多く擁していたこともなんらかの関連を持っているように思われる。

ユダヤ人の経済活動が14世紀以来逐次縮小過程を辿って行ったことは、その進度と強度とを別にすれば（一時的な追放があったとはいえ）、北フランスなどとはほぼ同様である。

III

イタリア商人がフランス王国を往来し、あるいは居住するに至るのは、少なくとも11世紀以来証明せられる。特に、12世紀にはシャンパーニュ大市に多くのイタリア商人の来訪をみていることは、周知の事実である。13世紀末 Philippe le Bel の統治以来は、しばしば国家財政に枢要な地位を占めた。ところで南西フランスにおけるイタリア商人の役割は、地中海海岸の諸都市を別とすれば、ラングドックの内部、ガスコニュー及びギエンヌでは、13世紀以後にしかみられない。これらの地方にユダヤ人居留地が多数存在したのに反し⁶²、イタリア人居留地は指摘され⁶³ない。また、Y. Renouard は、大西洋に面し、葡萄酒積出港として栄えたボルドーについて、5～13世紀に亘ってイタリア人のなんらの痕跡もないことを証明している⁶⁴。

このような事情は、地中海海岸の諸都市については異なる。ラングドックの

61 Wolff, Ph.: op. cit., pp. 355. sqq. の «le crédit» についての優れた叙述をみよ。

62 Malvezin, T.: Histoire du commerce de Bordeaux, depuis les origines jusqu'à nos jours, T. I, Bordeaux 1892, p. 106.

63 Ph. Wolff はトゥールーズについてもイタリア人居留地はなかったことを指摘している (Wolff, Ph.: op. cit., p. 15)。

64 Renouard, Y.: Le rôle des hommes d'affaires italiens à Bordeaux au cours du moyen âge, in Studi in onore di Gino Luzzatto, Vol. I, Milano 1949, p. 48.

海岸には、イタリア商人就中ジェノヴァ商人とピザ商人とが、既に12世紀初頭において活潑な商業活動を展開しており、ナルボヌとモンペリエとは、かれらにとり最も重要な商業地であった。⁶⁵ 12世紀を通じてイタリア西海岸の両雄ジェノヴァとピザとの間には、あるいは顕在的に、あるいは潜在的に経済的争いが続いた。この争いは南フランスに持ち込まれ、南フランスの諸侯間の反目と結びついて、⁶⁶ 海岸諸都市の利害に極めて複雑な関係を醸し出した。これまでピザに組したナルボヌは、1132年6月2名の *consuls* をジェノヴァに派遣して、両都市間に横たわる不和を取除かんと協定を結んだ。この協定には、ジェノヴァ商人の永続的滞在に用いられる商館の建設が含まれており、また他方、当時約300名を数えたユダヤ人に対する報復手段の存続が認められていることは注目に値しよう。⁶⁷ ジェノヴァとピザとは33年に至って形式上の平和を取戻し、両市の商人の永続的居住もあったように思われる。1164年4月21日にナルボヌはピザとの間に残存する最古の通商条約を取結んだ。この条約は完全に互惠主義の原則に則ったものである。⁶⁸ ピザのこの政策に反して、ジェノヴァには常に野心があった。それは沖航行から南フランス人を可能な限り排除せんとするものである。このような野心にナルボヌが簡単に服する筈はなかった。両者の相容れざる態度から、重要な通商関係が存在したとは考えられない。1162年から1175年に亘り、ピザとジェノヴァとは再び戦端を開いた。戦運はジェノヴァに有利

65 南西フランスの地中海海岸におけるイタリア商人の経済活動については、Schaube, A.: *Handels-geschichte der romanischen Völker des Mittelmeergebiets bis zum Ende der Kreuzzüge*, München und Berlin 1906, 特に SS. 552ff. 及び Heyd, W.: *op. cit.* の古典的著作に詳しい。なお Dupont, A.: *Les relations commerciales entre les cités maritimes de Languedoc et les cités méditerranéennes d'Espagne et d'Italie du X^e au XIII^e siècle*, Nîmes 1942 の優れた研究があるが、みることが出来なかった。また、モンペリエについては、Germain, A.: *Histoire du commerce de Montpellier*, Montpellier 1861 のほか、Sayous, A.-E. et Combes, J.: *Les commerçants et capitalistes de Montpellier aux XIII^e et XIV^e siècles*, *Revue historique*, 65 Année (1940), pp. 341sqg. があるが、後者は商業技術の面で興味がある。

66 Higounet, Ch.: *Un grand chapitre de l'histoire du XII^e siècle: la rivalité des maisons de Toulouse et de Barcelone pour la prépondérance méridionale*, dans *Mélanges d'histoire du moyen âge dédiés à la mémoire de Louis Halphen*, Paris 1951, pp. 313 sqq. をみよ。

67 Schaube, A.: a. a. O., SS. 552 f. 68 *Ibid.*, SS. 553f. 69 *Ibid.*, S. 554.

に傾き、ためにナルボヌは1166年11月12日にジェノヴァと平和条約を結び、ピザの沖航行を阻害することを援助すると共に、自らもピザの商品をかかる方法で運ばないことを約し、更に旧協定(1132)の一般規定の復活を認めた。他面、報いとして他の南フランス都市に強要された《南フランス人の沖航行からの排除の原則》⁶⁹からある程度除外された。この条約の期限5カ年を経過した後のジェノヴァのナルボヌに対する感情は、ピザとの1164年の通商条約が1174年に更新されているところからみても、好転し続けたとは思われず、寧ろ悪化したのではないかと推測される。1182年になって初めてジェノヴァ——ナルボヌ間の友好関係が回復し、同年互惠主義に基づく通商条約が締結された⁷⁰。

モンペリエにも多くのイタリア人が来訪していたことは、前述の Benjamin de Tudela の旅行記からも窺うことが出来る。既に、1241年トゥールーズ伯とサン・ジルの支持を受けて、モンペリエ市民が暴動を起した際、Guillem 6世はトゥールーズ伯に反感を持つジェノヴァ及びピザの援助を受け、再び都市に戻る事が出来た(1243)⁷¹。Guillem 6世はその報酬として諸負担を免除し、商館にあてられる家屋を提供し⁷²、ジェノヴァ及びピザ人による損害にとっては、単に有罪者のみを処罰することを約し、トゥールーズ伯に対し両市を支援することを誓った⁷³。前述の如く、この時代はピザとジェノヴァとが形式的な平和を享受していた時であった。続いて1150年才若くして父の跡を継いだ Guillem VII は、1143年の取極めを永久に守り、且つ5カ年の期限で前述せるジェノヴァの野心を盛り込んだ、モンペリエの海上商業に極めて不利な協定をジェノヴァに強い⁷⁴られた。この協定は更に5カ年の期限で更新されている。1162年ジェノヴァと

70 Ibid., SS. 555f.

71 拙稿「Consulatと職業集団——モンペリエを中心として——」, 社会経済史大系・Ⅲ・中世後期, 弘文堂刊 1960, 190頁。

72 W. Heyd は Guillem V が1121年にジェノヴァにモンペリエにある一軒の家屋を与えたと述べているが (Heyd, W.: op. cit., T. I, p. 185), A. Schaube は史料の年代考証から1243年を最初と看做す (Schaube, A.: a. a. O., S. 560 Anm. 3)。

73 Schaube, A.: a. a. O., SS. 558f.

74 Ibid., S. 560. 75 Ibid., S. 568.

ピザとの間に戦闘が再開されるや、ジェノヴァはその野望実現のために、更にピザがその商業の強力な支点をモンペリエとサン・ジルとに置いたためにモンペリエを極度に敵視した。1170年ジェノヴァはモンペリエを味方に組み入れ、ピザにあたらんとしたが、失敗し、南フランスにおけるモンペリエの競争者サン・ジルと結んだ。このため、モンペリエはジェノヴァにより以前にも増した⁷⁵仕返しを受けた。1175年皇帝の命により戦争は終結し、ピザは沖航行を断念し、南フランスの沿岸航行にその活動を限定した。1177年2月6日には、ピザの *consul Ildebrando Sismondi* と *Guillem VIII* の輔佐会議とが通商条約を締結した。そこでは相互の領域内における通商・航行の完全な安全と自由とが保証されている。この条約はモンペリエのピザ人の商館で行われた。⁷⁶かくして、モンペリエはピザ人の商業にとって重要地となった。次いで1201年8月3日には *Guillem VIII* がジェノヴァの *consuls* と類似の条約を締結した。⁷⁷商人のみでなく、知識人の往来も当然考えられる。12世紀中頃におけるローマ法の再継受、それに基づくボロニャ大学に做った法律学校の創設は、このことを推測せしめるに十分である。

11世紀以来著しく繁栄したイタリア商業の中心地は、東海岸のヴェネチアと西海岸のジェノヴァ、ピザであったが、これらの商人は、形態においても、拡大傾向においても極めて海洋的性格を持っていた。例えば、比較的小人数で取引毎の組合形態を主に利用したり、地中海海岸都市を主として往来し、内陸都市の商人がこれら都市に来訪するのを待った。ために、この時代のイタリア商人の内陸への浸透力はそれほど著しいものではなかった。しかるに、12世紀末及び13世紀初頭におけるトスカナ地方の毛織物工業の発達は、フィレンツェ、シエナ、ルッカなどの商人を羊毛及び未仕上毛織物生産地方と密接に結びつけた。トスカナ諸都市の商人は、ヴェネチア、ジェノヴァ、ピザ商人の海洋的性格とは異なり、陸路をも大いに利用した。このことが内陸の重要な商業地に

76 この条約の全文は *Germain, A. : Histoire de la commune de Montpellier, T. II, pp. 417sq.* に掲載されている。

77 この条約の全文も *Ibid., pp. 422sqq.* に掲載されている。

かれらを居住させると共に、永続的な多数人による組合形態を形成させ、各地に支店網を設けることを必然的ならしめた。⁷⁸ 政治的理由もあるが、これらのトスカナ商人のこの性格が、13世紀特にイノサンⅣ以来法王庁との結びつきを可能にしたのである。⁷⁹

では、南西フランス並びにその近隣において、どのような路線がかれらによって利用されたのか。⁸⁰ トスカナ商人の活動は先ずトスカナ毛織物工業への原料供給と関連し、ためにイギリス及びシエンパーニュー大市、フランドルを訪れることに多大の関心があった。ローヌ渓谷を大いに利用したことは最早周知であるが、地中海と大西洋とを結ぶ路線としてガロンヌ渓谷の利用が一応想定されるであろう。しかし、實際上この路線は横断路としてはほとんど利用されず、専らラ・ロッシュェル——ニームのローマ旧道が用いられた。⁸¹ Pegolotti もイギリス羊毛のイタリアへの輸送について、この路線の重要性を十分に認めている。⁸² このような路線事情から考えて、南西フランスの中心部はトスカナ商人にとりさほど重要な地域ではなかった。これに反し、ローヌ河を挟んだニーム、アヴィニオン地域は、ローヌ路線とラ・ロッシュェル——ニーム路線の合流点として極めて重要な地域を形成し、多くのトスカナ商人の居住が進められた。このような基盤があったればこそ、イノサンⅣ以来のトスカナ商人と法王庁との不可分な関係が、政治的、宗教的問題とからんで1317年に法王庁のアヴィニオン移転を決定づけたのである。⁸³ しかも、法王庁のアヴィニオン移転それ自身が、こんどはトスカナ商人のアヴィニオンへの関心を加速度的に高めるに至

78 Renouard, Y.: *Les relations des papes d'Avignon et des compagnies commerciales et bancaires de 1316 à 1378*, Paris 1941, pp. 88sq. 79 *Ibid.*, p. 89.

80 Renouard, Y.: *Les voies de communication entre pays de la Méditerranée et pays de l'Atlantique au moyen âge, problèmes et hypothèses*, dans *Mélanges offerts à Louis Halphen*, pp. 589sqq.

81 《Cahorsins》をカオール及びその附近地域の商人とする最近のほとんど一致した見解は、この地域を貫通するこの路線の重要性を物語るであろう(拙稿「“Cahorsins”の問題」, 国民経済雑誌・第99巻第2号(1959), 66頁以下をみよ)。

82 Renouard, Y.: *Les voies de communication*, p. 591.

83 Renouard, Y.: *Les relations des papes d'Avignon*, p. 98.

った。かくして、アヴィニユオンを基地として、特に14世紀後半ラングドック内部へのイタリア人の浸透が始まるのである。⁸⁴

どのような人物が、どのような活動をなしたか。当時ラングドックで語られるイタリア人の大部分は、それが商人、両替商、貸付人、銀行家又はその業種に明確な規定が与えられない商人であろうと、アヴィニユオンに既に所在する会社を代表する者、例えば Capponi 家、Pazzi 家、Baroncelli 家、Spifame 家などに属する者であるとか、あるいはアヴィニユオンで活動し始めた者、例えば Pardo Alamanni, Roberto dal Poggi, «Jehan Bel»⁸⁵ といった者などである。⁸⁶ かれらは国王又はその代理者とそれらの債権・債務者との間に介在して金融的操作をなした。法王と国王との親密な結びつきに支えられて、これら商人はその活動になんらの不安も覚えず、市民権が与えられるなどして常に好意的に取扱われた。これら商人と並んで注目すべきは、時あたかも百年戦争にあたっており、ためにイタリア弩射手が隊長と共にかかなり広範に雇兵されていたことである。⁸⁷

大西洋岸はどのような状態であっただろうか。ボルドーでは5～13世紀に亘っていかなるイタリア人も語りえないことは前述した。これはこの都市が大西洋と地中海とを結ぶ路線に重要な意義を持っていなかったこと、並びにイタリア商人が求める商品の生産地でなかったことに関係しているであろう。イタリア人が最初にこの都市に足跡を印するのは、13世紀中頃にジェノヴァ人の北方航路開拓への努力と関連する。⁸⁸ ジェノヴァ人のイギリス、フランドルへの航海は、フィニステル (Finisterre) 岬からポアントゥ・サン・マティユ (Pointe

84 Labande, E.-R. : De quelques Italiens établis en Languedoc sous Charles V, dans *Mélanges offerts à Louis Halphen*, p. 360.

85 ツールーズに明らかに居住していた唯一の人物で、1391, 1395, 1398年の *taille* 簿に記載されている。しかし1405年のそれでは消滅する (Wolff, Ph. : op. cit., p. 397 note 254)。

86 Labande, E.-R. : op. cit., pp. 370sq.

87 この時代の雇兵隊長は、戦闘の作戦、技術家という以上に就中実業家で、隊員の採用及び運用に確かに専門化しているが、商業上の矚眼を持ち、それを他の分野に適用しうる能力のある人物である。

88 Renouard, Y. : *Le rôle des hommes d'affaires italiens à Bordeaux*, pp. 48sq.

Saint Matheiu) への、そしてフェロル (Ferrol) からラ・マンシュ (la Manche) への直航が行われる以前では、沿岸航行に頼っていた。このことはカンタブル海岸にジェノヴァの植民地が設けられたり、Pietro Vesconte によって1311年に描かれた地図に大西洋岸並びにジロンドが正確に記載されていることから知ることが出来る。しかしながら、直航が始まるや否や、速かに沿岸航行は廃止されてしまった。もっとも、沿岸航行の開拓者と思われるジェノヴァの Pessagno 家、Usò di Mare 家などは、当時イギリス国王の領有下にあったアキテーヌ公領の提督、あるいは財務官として13世紀末及び14世紀初頭に雇われる。ジェノヴァ人と並んでトスカナ人も13世紀中頃以来現われるが、イギリス国王と共にイギリスから渡航したもので、国王への必要物資の調達及び資金の融通にたづさわる。特に Edward I 時代以来イギリスで既に名を馳せていた Frescobaldi 家、Cerchi 家、Bardi de Florence 家、Riccardi de Lucques 家などのトスカナ商人が、種々な特権を代償としてアキテーヌにおけるイギリス国王に多大の貸付を行っている⁸⁹。更に、イギリスとフランスとの関係が急を告げている時でもあり、イギリス国王が軍事面でイタリア人特に海事に秀でたジェノヴァ人を提督とか、その他の重要な軍事上の官職に就けたことも注目しなければならぬ⁹⁰。以上見るが如く、ボルドーにおけるイタリア人は主としてイギリスを通じて渡航し、常にイギリス国王との関連において貸付、国王収入の請負、貨幣製造などの業務を行い、且つ財務、軍事の重要な官職に就任したのであり、商人個人としての自由活動は全くみられない。

ボルドーのこの事情は、ヨリ新しいが、大西洋と地中海とを結ぶ横断路の重要な拠点をなしたラ・ロッシュェルでは、いくぶん異なる⁹¹。外来者の居住も多く、1224年 Louis VIII がこの都市をイギリスから奪った折に、忠誠を誓わせた市民中に既に二名 (Ernandus Lombardus, Thomas de Janua) のイタリア人を見出すことが出来る。13世紀後半には益々多くのトスカナ人の居住があり、国王、司教

89 Ibid., pp. 50sqq. 90 Ibid., p. 52.

91 Renouard, Y.: Les hommes d'affaires italiens à la Rochelle au moyen âge, in Studi in onore di Armando Saporì, T. I, Milano 1957, pp. 403 sqq.

などへの貸付を行っている。⁹²14世紀に衰退はあったが、次の世紀には再び多くのジェノヴァ人が訪れた。これはこの都市への北方人の来訪が多くなるにつれて、仲継地としての役割が増大したからである。⁹³

南西フランスの地中海海岸都市では、12世紀以来ジェノヴァ、ピザ商人の活潑な動きを示すが、内陸及び大西洋岸ではほとんど浸透をみていない。12世紀末頃から大西洋と地中海との横断路ラ・ロッシュェル——ニーム路線が、トスカナ商人によって利用され始め、特にラ・ロッシュェルなどには居住者をみる。しかし、同じ大西洋岸にあるボルドーでは、沿岸航行と関連して13世紀中頃にジェノヴァ人が現われるが、むしろこの都市のイタリア人はイギリス国王に伴なってイギリスから訪れたものである。アヴィニユオンの法王庁の移転と共に、ここを基地として法王と国王との友好関係に促進されつつラングドック内部への浸透が進められた。かくの如く、南西フランスにおけるイタリア人の動静から、次の二点が注意されるであろう。先ず、イタリア商人は自己の求める商品の生産地には早くから活潑な浸透を行っているが、その他の地域には余り積極的な関心を示さない。この地方の主要産物葡萄酒はボルドー、ラ・ロッシュェルを通じて盛んに北方諸地方に販売され、ハンザ商人自らも来港しているに拘らず⁹⁴、イタリア商人はほとんどこの商業に関与していない。《イタリア商人の求める商品》とはなにか。いうまでもなく近東貿易に欠くことの出来ないもの就中毛織物及びその原料であった。故に、イタリア商人の西ヨーロッパでの活動はトルコの進出までは、少なくとも近東での活動と常に関連していたように思われる。次に、イギリス国王領有地においても、フランス国王領有地において

92 Vincent は、ポエトゥーについてロンバルディア人が来住し、先ずユダヤ人と結び次いで単独に行動したことを述べている。かれらは国王の保護下に一種の syndicat を作り、国王、諸侯更にはヨリ小規模な資金需要者にも金融した。かれらの貪欲は極めて激しい嫌悪を起させ、巨大な財産は大なる羨望を感じさせ、かくして1267, 1271, 1277, 1292年の財産没収と追放とが結果した (Vincent: op. cit., p. 268)。

93 Boissonnade, P.: La renaissance et l'essor de la vie et du commerce maritimes en Poitou, Anis & Saintonge du X^e au XV^e siècle, Revue d'histoire économique et sociale, 1924, pp. 259sq.

94 Daenell, E.: Die Blütezeit der deutschen Hanse, Bd. I, Berlin 1906, S. 451.

もイタリア商人の活動は、国王並びに法王と密接に結びついていた。ユダヤ人と同じ金融業に従事した場合でも、イタリア人は商業を基礎に形成された支店網を通じて公金融と大口商業金融に参加したように思われる。ユダヤ人が零細な庶民金融を主にしていたのとは対照的である。経済技術の観点からみた場合、零細金融を主にしたユダヤ人には経済技術を発展させる可能性は極めて少なく、これに反し、イタリア商人はその可能性を多分に持っていた。この意味から、資本主義発達への貢献は、経済技術の面からみるならば、イタリア人の方がユダヤ人よりもヨリ大きかったといわねばならぬ⁹⁵。しかし、庶民に信用利用の素地を培った者としてユダヤ人の貢献を忘れてはならない。

95 Sayous, A.-E.: Les juifs は、この面から W. Sombart を批判した好論文である。